

令和6年6月1日

県外旅行申請について

～県外でキャンプまたは舎営（旅行）、活動（集会など）を行う場合～

日本ボーイスカウト千葉県連盟
県コミッショナー 片寄 朗

1. 県外旅行申請書の主旨

スカウト活動で行うキャンプや舎営には、大きな教育的意義があります。キャンプや舎営（旅行）がスカウトに与える効果は、例えば、探検する喜びを与え、見聞を広め、自信を高め、観察力が鍛えられるなど多くの点が挙げられます。そして、スカウトの年齢や成長の度合いに応じて、ふだん隊（団）が活動している地域を離れることは、これらの活動をより魅力的なものとする要素になります。しかし、教育的効果があり魅力的な活動であればこそ、隊指導者は配慮しなくてはならない点も多くあります。

(1) スカウト活動中のキャンプや舎営は、距離や場所に関係なく、その計画・準備・実施・事後処理・反省および、諸手続きなどはどのようなものも基本的に同じです。特に初めて活動する場所であれば、キャンプ地までの道筋、地理、環境などの情報が充分把握しにくいことがあり、隊指導者には、事前の調査・情報収集などで慎重さと配慮がふだんの活動以上に要求されます。

そのような場合実地踏査を含めて準備をしますが、その地域の方、特にスカウト関係者などから、その土地（野营地・ハイキングコース等）について、特別な留意点などの指導を受けることも大切なことです。

(2) 通常の活動の場所から離れた地域では、万一何かの不都合、例えば事故などが起きた場合などでは、その地域の県連盟に協力をお願いしなければならないこともあります。さらには、スカウトたちにも訪問先の状況により、最低限知っておくべきルールやマナーといったものを事前に指導する必要もあります。

(3) スカウト活動中は、活動を行う地域の方々、そしてそこで活動している他団のスカウトたちとの接点があることを指導者は常に念頭に置いておく必要があります。コミッショナーは、各隊が地域から離れてキャンプまたは舎営・あるいはハイキングなどの活動を計画する場合には、事前に「キャンプまたは舎営・旅行計画書」を提出するように指導する必要があります。そして、その活動がそれぞれの都道府県連盟以外の地域で行われるものであれば、所属県連盟を通じて「県外旅行申請」を訪問先となる地域の県連盟に通報するようにします。

(4) 「県外旅行申請書」は隊にとっては、

- その地域のスカウト関係者と連絡、隊との交流を可能にする
- 地域情報を事前に得ることも可能になる
- 万が一事故があった場合に迅速な対応ができる

といったことがあげられます。また、コミッショナーにとっては、この申請書に基づいて、各隊の状況を把握する手掛かりとなります。

2. 県外旅行申請書の手続きについて

(1) 県外旅行申請書の手続きにあたっては以下の要領をお願いします。

- ① 申請書は、地区コミッショナーを通して県連盟に申請をする。その際、地区で控えを残して下さい。

- ② 電子メールでの提出も受け付けます。
- ③ 捺印は省略します。
- ④ 申請書を千葉県連盟事務局まで、実施の2週間前（必着）までにメールもしくは郵送する。

本申請書は、県連盟で事務手続き後、訪問先県連盟に郵送します。そのため、ファックスによる申請（送付）は認めません。

- ⑤ 団から直接相手先の県連盟事務局には送らないでください。

(2) 記入上の注意（別紙記入例参照）

- ① 県連盟指定の申請書を使用する。
- ② 旅行先で移動を伴う場合は、その予定の詳細を記入する。（移動キャンプなど）
- ③ 申請書内の訪問先県連盟の欄には、相手先県連盟を記入する。（キャンプ場名だけでは、事務局で都道府県が確認出来ない場合があります）
- ④ 太枠欄の下の「県外旅行通知」は、県連盟が記載するものです。

以上